

公共下水道を正しく使いましょう

公共下水道は生活環境をより良くするための公共の財産です。
次のものは、下水道に流さないようにしましょう。※浄化槽も同様。
・野菜くずや残飯、てんぷら油などの廃油
・合成洗剤
・シンナー、アルコールなどの危険物、土砂や木片、ビニール類
・水洗トイレでトイレペーパー以外のもの
☎下水道課(☎0848-38-9232)

尾道消防署向島分署の新築移転

尾道消防署向島分署は、向島町川尻(尾道警察署向島交番北隣)の新庁舎で業務を行っています。
新住所 向島町5931
電話番号 0848-44-7119(変更なし)
☎消防局総務課(☎0848-55-9121)

ゴールデンウィークは千光寺山ロープウェイの運行時間を延長します

☎4月29日(祝)～5月5日(祝) 9:00～19:00
☎千光寺山ロープウェイ(☎0848-22-4900)



清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 ☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

ゴールデンウィークのごみ収集のお知らせ

振替休日 4月30日(休)	尾道市全域	月・木曜が「もやせるごみ」の地域のみ、もやせるごみを収集 ※その他はお休みです。
憲法記念日 5月3日(祝)	尾道地域 向島町・御調町	月・木曜が「もやせるごみ」の地域のみ、もやせるごみを収集 ※その他はお休みです。
みどりの日 5月4日(祝)	尾道地域 向島町・御調町	火・金曜が「もやせるごみ」の地域のみ、もやせるごみを収集 ※その他はお休みです。

※因島・瀬戸田町は5月3日～4日の収集はお休みです。
※ゴールデンウィーク中は平日を除き施設へのごみの持込受付はできません。

4月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです)

22日(日)	尾道市クリーンセンター 南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地	8:30～12:00
28日(土)	御調清掃センター	8:30～11:00

尾道地域・シティクリーニングの日程

尾道市シティクリーニング連絡協議会と地区公衆衛生推進協議会では、次の日程でシティクリーニングを実施します。積極的な参加をお願いします。

5月13日(日)	土堂、三成、高須、久保、筒湯、木頃、西藤、木ノ庄西、浦崎
5月20日(日)	向東、山波、日比崎
6月3日(日)	栗原、栗原北、新高山、百島
6月10日(日)	吉和、長江
6月17日(日)	原田、木ノ庄東(各地区雨天中止の予備日)

※日程が異なる町内会もあります。
※御調町・向島町・因島地域・瀬戸田町地域は従来の方法で実施します。

☎(一社)尾道市公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります



これまで、国民健康保険は市町村がそれぞれ運営していましたが、平成30年4月からは県も市町村と一緒に運営していきます。

☎保険年金課(☎0848-38-9107)

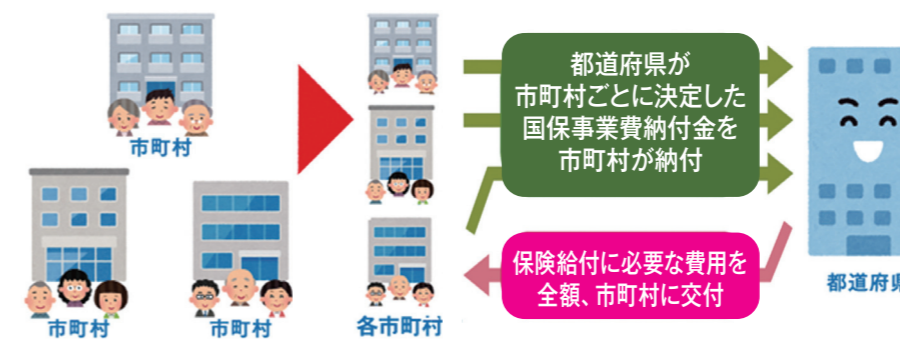
平成30年3月まで

市町村が個別に管理



平成30年4月から

都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



変わる事

- 証更新が10月から8月に変わります。
- 8月の証更新から、70歳以上の人に交付されている高齢受給者証が被保険者証と一体化され1枚にまとまります。
- 高額療養費支給申請で領収書(原本)持参が原則不要になります。
- 多数回該当が県単位で通算されます。
- 医療費のお知らせ(12カ月分)を2月下旬に送付します。

変わらない事

- 届出・申請や保険料の納付窓口は引き続き尾道市です。

よくあるご質問 Q&A

【Q1】 どうして都道府県が国民健康保険の運営に加わるの?

国民健康保険は、様々な構造的課題を抱えています。このため、制度を将来にわたり守り続けるために、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同運営することで安定的な財政運営を目指します。

被保険者のみなさんにとっては、医療費が伸び続ける中、急激な保険料(税)の上昇が起こりにくくなるメリットがあります。

【Q2】 高額療養費の申請はどう変わるの?

高額療養費支給申請時の領収書持参が原則不要になりました。ただし、次の場合は引き続き領収書が必要です。

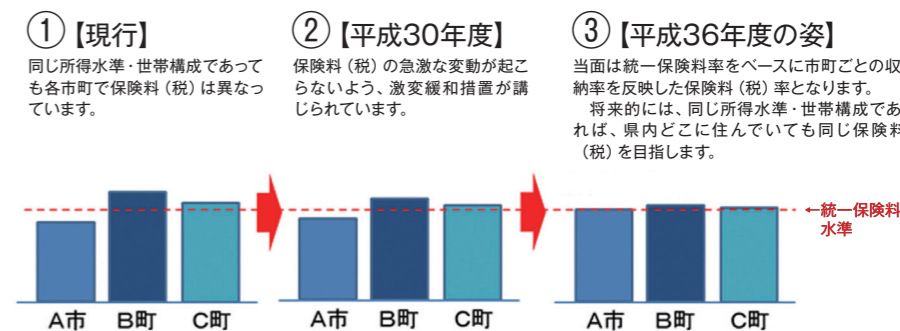
- ・3月以前に一部の領収書で申請済みの診療月について追加で申請する場合
- ・勤奨通知が届く前に申請する場合
- ・勤奨通知に記載以外の診療費(調剤費)の支払や大幅に金額が異なる等がある場合

【Q3】 県単位化で保険料はどうなるの?

都道府県が示す標準保険料率等を参考に、市町村が保険料率を定め、保険料を賦課・徴収することになります。

被保険者のみなさんの負担の公平性を確保するため、広島県では「同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料(税)」になることを目指します。

(①→②→③)



環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212) 10:00～16:30/月・祝日休館
※ゴールデンウィークは5月3日(祝)から7日(月)まで休館します。

5月の出張販売

4/18(水) 13:30～14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 定10人 器米のとぎ汁(活性液)	5/9(水) 10:30～14:00 瀬戸田市民会館前駐車場
4/22(日) 13:30～	イスの布カバー張り替え教室・ 自転車かんたん修理教室 料一脚100円(イス)、300円+実費(自転車) 定3人 器イスの張り替え用布、スポンジ、修理用自転車など	5/11(金) 10:00～14:00 道の駅クロスロードみつぎ 5/12(土) 10:00～14:00 市民センターむかいしま

平成30年度リサイクルセンター利用申請受付中 市内在住か通勤通学者が対象です。

- ①市民工房(木工工房・自転車工房)利用登録
登録が必要です。平成29年度登録者も継続の登録が必要です。
料500円 持印鑑、身分証明書
- ②売り場スペース利用申請
利用申請が必要です。
持身分証明書
- ③エコポイント利用
平成29年度のエコポイントは平成30年度に引き継ぎます。カードを持参してください。

【お知らせ】環境資源リサイクルセンターでは、フェイスブックで情報発信しています。

☎ <https://www.facebook.com/onomichi.recycle>

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎日時期間 場所 対象内容 料金 持ち物 備考

くらしの窓

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報アラカルト

相談